

青森県清掃業務委託料算定基準（試案）

第 1 基本事項

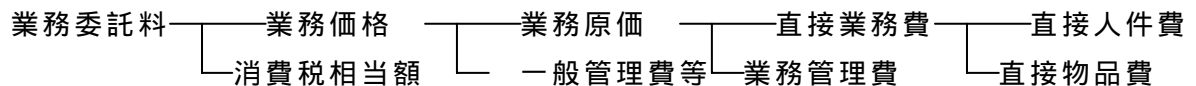
この基準は、施設管理関連業務のうち清掃を外注する場合の業務委託料算定に用いる。

この場合において、直接人件費及び諸経費等には、課税仕入れの対価に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額は含まないものとする。

なお、この基準によりがたい場合は、他の算定方法によるものとする。

第 2 清掃業務委託料

1. 清掃業務委託料の構成



2. 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する清掃員等の人件費とする。

(2) 直接物品費

直接物品費は、当該業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用で、トイレトペーパー、水石鹼、洗剤、清掃用具等の資機材、床磨き機、真空掃除機等の機材の損料とする。

(3) 業務管理費

業務管理費は、業務を実施する上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用で、総合調整費、福利厚生費、通信交通費、安全管理費、技術管理費等の経費とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、受注者が企業を維持運営していくために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、光熱水費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料等の経費とする。

(5) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税に基づき清掃等の業務に課される消費税等の額とする。

第3 清掃業務委託料の算定

1. 清掃業務委託料の算定

清掃業務委託料の算定は、次式による。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= \text{業務価格} + \text{消費税相当額} \\ &= (\text{直接人件費} + \text{直接物品費} + \text{業務管理費} + \text{一般管理費等}) \\ &\quad \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

2. 各構成費目の算定

(1) 直接人件費

算定方法

直接人件費は、清掃員区分毎に、建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める標準歩掛りに清掃面積、清掃回数等の必要数量を乗じて集計した労務数量に労務単価を乗じて集計したものとし、次式により得た額とする。

ただし、正規の勤務時間を延長する場合は、清掃員の必要数量を定め、同様の算定方法により得た額を加算する。

また、常駐を条件とする場合において、当該算定方法により算出した労務数量が常駐に必要な労務数量に満たないときは、常駐に必要な労務数量に補正する。

$$\begin{aligned} \text{直接人件費} &= \text{清掃員} n (\text{労務数量} \times \text{労務単価}) \\ \text{労務数量} &= \text{作業} n (\text{標準歩掛り} \times \text{必要数量}) \\ \text{必要数量} &= \text{清掃面積} (\text{または箇所数}) \times \text{日数} (\text{または回数}) \end{aligned}$$

労務単価

労務単価は、正規の勤務時間内に業務を行う場合の単価で、次に示す清掃員の年間当たりの平均的な賃金（基本給、家族手当、住宅手当、勤務手当等の基準内手当及び賞与）を平均的な年間労働日数で除した一日当たりの額とする。

(1) 清掃員 A

清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な機能を有し、実務経験6年以上程度の者

(ロ) 清掃員 B

清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者

(ハ) 清掃員 C

清掃業務について、清掃員 A または清掃員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者

(2) 直接物品費

直接物品費は、次式により得た額とする。直接物品費率は、建築用途、利用頻度等による汚染度合いに応じて4%～6%の範囲とする。

外部足場、発電機その他特別な仮設が必要となる場合等は、その費用を積み上げ加算する。

$$\text{直接物品費} = \text{直接人件費} \times \text{直接物品費率}$$

(3) 業務管理費

業務管理費は、次式により得た額とする。業務管理費率は6%～10%の範囲とする。日常清掃において、施設の一部を短時間で作業すること等を指定することにより一時的に清掃員の増員が必要と見込まれる場合や特殊な作業のため特に危険防止等の安全管理を必要とする場合等は、この範囲内において率の割増を行う。

$$\text{業務管理費} = (\text{直接人件費} + \text{直接物品費}) \times \text{業務管理費率}$$

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により得た額とする。ただし、広告宣伝費及び交際費等通常官公庁業務に要しない経費を除いた額に低減する。

$$\text{一般管理費等} = (\text{直接人件費} + \text{直接物品費} + \text{業務管理費}) \times 20/100$$

(5) 消費税相当額

消費税相当額は次式により得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= (\text{直接人件費} + \text{直接物品費} + \text{業務管理費} + \text{一般管理費等}) \\ &\quad \times (\text{消費税等率}) \end{aligned}$$

(この基準は、平成17年度に試行する清掃業務委託について適用する。)